

○伊豆の国市事務の委任及び補助執行に関する規則

平成17年4月1日規則第43号

改正

平成17年5月12日規則第103号

平成18年3月31日規則第14号

平成18年5月23日規則第33号

平成18年10月5日規則第42号

平成22年12月9日規則第31号

平成24年2月15日規則第5号

平成25年1月17日規則第1号

平成25年3月28日規則第11号

平成26年6月24日規則第24号

平成26年9月30日規則第27号

平成27年3月25日規則第8号

平成28年3月30日規則第11号

平成29年3月31日規則第15号

平成30年3月30日規則第11号

伊豆の国市事務の委任及び補助執行に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務の委任

第1節 教育委員会への委任（第3条・第4条）

第2節 農業委員会への委任（第5条）

第3節 福祉事務所長への委任（第6条—第14条）

第3章 補助執行（第15条・第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会、農業委員会及び福祉事務所長

に委任し、並びに補助職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 補助職員 委員会等の事務を補助する職員をいう。
- (3) 委任 市長の権限の一部を教育委員会、農業委員会又は福祉事務所長（以下この号において「受任者」という。）に移し、受任者の権限として行わせることをいう。
- (4) 補助執行 補助職員が市長の権限の一部を内部的に補助し、及び執行することをいう。

第2章 事務の委任

第1節 教育委員会への委任

(委任事務)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育委員会に委任する。

- (1) 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の減免の基準に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用料の減免の基準に関すること。
- (3) 伊豆の国市立保育所の管理及び運営に関すること。
- (4) 伊豆の国市韮山農村環境改善センターの運営に関すること。
- (5) 伊豆の国市立保育所の職員の人事（任用を除く。）に関すること。

(再委任)

第4条 教育委員会は、前条の規定により委任を受けた事務を市長の承認を得て、教育委員会に置かれる補助職員に委任することができる。

第2節 農業委員会への委任

(農地法に関する事務の委任)

第5条 市長は、地方自治法第180条の2の規定により、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可（同項本文に掲げる権利を取得する者がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する行為に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 農地法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに除却及び移転に関すること（前号に掲げる事務に係るものに限る。）。

(3) 農地法第49条第3項の規定による通知に関する事（前号に掲げる事務に係るものに限る。）。

(4) 農地法第50条の規定による報告の徴収に関する事（前3号に掲げる事務に係るものに限る。）。

第3節 福祉事務所長への委任

(生活保護法に関する事務の委任)

第6条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項、同法第55条の4第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更の決定及びその通知に関する事。

(2) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始の決定及び同条第2項の規定による職権による保護の変更の決定並びにこれらの通知に関する事。

(3) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定及びその通知に関する事。

(4) 生活保護法第27条の規定による指導及び指示に関する事。

(5) 生活保護法第27条の2の規定による相談及び助言に関する事。

(6) 生活保護法第28条第1項の規定による立入調査又は検診命令及び同条第5項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止の決定に関する事。

(7) 生活保護法第30条から第37条の2までの規定による保護の方法の決定に関する事。

(8) 生活保護法第48条第4項の規定による届出の受理に関する事。

(9) 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する事。

(10) 生活保護法第55条の5の規定による報告に関する事。

(11) 生活保護法第62条第3項の規定による保護の変更、停止又は廃止の決定及び同条第4項の規定による弁明の機会の付与に関する事。

(12) 生活保護法第63条の規定による被保護者の返還すべき額の決定に関する事。

(13) 生活保護法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関する事。

(14) 生活保護法第77条第1項の規定による費用の徴収に関する事。

(15) 生活保護法第78条の規定による不正な手段による保護に係る費用の徴収に関する事。

(16) 生活保護法第78条の2第1項に規定する徴収金の徴収に関する事。

(17) 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関する事。

(18) 生活保護法第81条の規定による後見人選任の請求に関する事。

2 前項の規定は、次に掲げる事務であつて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等支援法第15条第3項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項の規定により所長に委任するものについて準用する。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付に関する事務
- (2) 中国残留邦人等支援法第15条第1項の規定による配偶者支援金の支給に関する事務
(児童福祉法に関する事務の委任)

第7条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 児童福祉法第21条の6の規定による障害福祉サービスの提供又はその委託に関すること。
- (2) 児童福祉法第22条の規定による助産の実施に関すること。
- (3) 児童福祉法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（同法第31条第5項の規定により母子保護の実施とみなされる同条第1項の規定による母子生活支援施設における保護を含む。）及び同法第23条第1項ただし書の規定による適切な保護に関すること。
- (4) 児童福祉法第24条第4項の規定による保護者に対する保育の実施の申込みの勧奨に関すること。
- (5) 児童福祉法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給に関すること。
- (6) 児童福祉法第24条の27の規定による特例障害児相談支援給付費の支給に関すること。
- (7) 児童福祉法第33条の4の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
- (8) 児童福祉法第56条第2項及び第5項の規定による費用の徴収並びに同条第4項の規定による本人若しくはその扶養義務者に対する要求又は官公署に対する請求に関すること。
(母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務の委任)

第8条 市長は、地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第1項の規定による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する母子家庭に対する日常生活支援事業に関すること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第18条及び同法第33条第3項において準用する同法第18条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の規定による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事
ること。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第1項の規定による寡婦に対する日常生活支援事業
の措置に関する事
こと。

(身体障害者福祉法に関する事務の委任)

第9条 市長は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項の規定により、次に掲げ
る事務を福祉事務所に委任する。

(1) 身体障害者福祉法第16条第4項の規定による身体障害者手帳の返還事由に係る知事への通
知に関する事
こと。

(2) 身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定による診査及び更生相談並びに必要な措置に関
すること。

(3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供又はその委託及び同
条第2項の規定による障害者支援施設等への入所若しくはその委託又は指定医療機関への入院
の委託に関する事
こと。

(4) 身体障害者福祉法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明等に関する事
こと。

(5) 身体障害者福祉法第23条の規定による売店の設置及び運営を円滑にするための協議、調査
等に関する事
こと。

(6) 身体障害者福祉法第38条第1項の規定による行政措置に要する費用の徴収に関する事
こと。

(7) 身体障害者福祉法第50条の規定による身体障害者とみなされる児童に対する更生援護の特
例措置に関する事
こと。

(知的障害者福祉法に関する事務の委任)

第10条 市長は、地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任す
る。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による障害福祉サービスの提
供及びその委託に関する事
こと。

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第1号の規定による知的障害者又は保護者の指導の措置、
同項第2号の規定による障害者支援施設等への入所等による更生援護又はその委託の措置及び
同項第3号の規定による職親への更生援護の委託の措置に関する事並びに同条第2項の規定
による知的障害者更生相談所の判定の請求に関する事
こと。

(3) 知的障害者福祉法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関する事
こと。

(4) 知的障害者福祉法第27条の規定による行政措置に要する費用の徴収に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務の委任)

第11条 市長は、地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条の規定による自立支援給付の調整に関すること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項の規定による不正利得の徴収額の認定に関すること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第9条第1項の規定による報告又は文書等の提出若しくは提示の命令及び質問に関すること。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の規定による資料の提供等の請求に関すること。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定に関すること。

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定による調査の委託及び同条第6項の規定による調査の嘱託に関すること。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項の規定による障害支援区分の認定に関すること。

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項の規定による介護給付費等の支給の要否の決定及び同条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証の交付に関すること。

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の規定による支給決定の変更の決定及び同条第4項の規定による障害支援区分の変更の認定に関すること。

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項の規定による支給決定の取消しに関すること。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第3項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額の決定に関すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条の規定による費用負担が困難であることの認定に関すること。

(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第6項の規定による

指定事業者等に係る知事への通知に関すること。

- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者等に係る知事への通知に関すること。
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給の要否の決定及び同条第8項の規定による地域相談支援受給者証の交付に関すること。
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の規定による地域相談支援給付決定の変更の決定に関すること。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付費等の給付決定の取消しに関すること。
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項の規定による計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定、同条第2項の規定による指定自立支援医療機関の決定及び同条第3項の規定による自立支援医療受給者証の交付に関すること。
- (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。
- (21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。
- (22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項及び第5項の規定による自立支援医療費の支給に関すること。
- (23) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第67条第5項の規定による指定自立支援医療機関の開設者に係る知事への通知に関すること。
- (24) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の規定による補装具費支給対象障害者等の認定に関すること。
- (25) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
- (26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業の実施に関すること。

(老人福祉法に関する事務の委任)

第12条 市長は、地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4の規定による福祉の措置に関すること。
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項各号の規定による居宅における介護の措置及び同条第2項の規定による日常生活用具給付若しくは貸与又はこれらの委託の措置に関すること。
- (3) 老人福祉法第11条第1項の規定による老人ホーム等への入所等の措置及び同条第2項の規定による被措置者の葬祭又はその委託の措置に関すること。
- (4) 老人福祉法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
- (5) 老人福祉法第27条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- (6) 老人福祉法第28条第1項の規定による措置に要する費用の徴収に関すること。
- (7) 老人福祉法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関すること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務の委任)

第13条 市長は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項の規定による返還すべき支給を受けた障害児福祉手当の徴収に関すること。
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条第1項の規定による不正利得の徴収額の認定に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する次に掲げる事務に関すること。
 - ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第2項の規定による障害児福祉手当の再認定
 - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条の規定による障害児福祉手当の支給の制限
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条の規定において準用する児童扶養手当法
(昭和36年法律第238号) 第31条の規定による障害児福祉手当の支払の調整

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に
関すること。

(7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の4の規定による特別障害者手当の支給の
調整に関すること。

(8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する次に掲げる事務に関
すること。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第2項の規定による特別障害者手当の再認
定

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条の規定による特別障害者手当の支給の制限

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時
差止め

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条の規定において準用する児童扶養手当法第
31条の規定による特別障害者手当の支払の調整

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項の規定による返還すべき支給を受け
た特別障害者手当の徴収

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条第1項の規定による不正利得の徴収額の認
定

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の規定による届出の受理に関すること。

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条第1項の規定による書類等の提出命令又は
これに対する質問及び同条第2項の規定による受診命令又は診断に関すること(特別児童扶養
手当に係るものを除く。)

(11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条の規定による官公署等に対する書類の閲覧、
資料の提供及び報告の請求に関すること(特別児童扶養手当に係るものを除く。)

2 市長は、地方自治法第153条第2項の規定により、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60
年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養
手当等の支給に関する法律第17条の規定による福祉手当の支給、受給資格の認定その他福祉手
当の支給に関する事務を福祉事務所長に委任する。

(特例)

第14条 福祉事務所長は、第6条から前条までの規定により市長から委任された事務のうち、特に重要な事項又は異例に属すると認められるものについては、必要に応じて市長に報告しなければならない。

第3章 補助執行

(教育長等の行う補助執行)

第15条 市長は、教育委員会に置かれる補助職員に対して、次に掲げる事務を補助執行させるものとする。

- (1) 総合教育会議の開催及び運営に関すること。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関すること。
- (3) 教育財産を取得し、及び処分すること。
- (4) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結すること。
- (5) 児童福祉法第24条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定による保育の実施及び保護に関すること。
- (6) 児童福祉法第34条の8の放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- (7) 児童福祉法第34条の12第1項の一時預かり事業の実施に関すること。
- (8) 児童福祉法第34条の18第1項の病児保育事業の実施に関すること。
- (9) 児童福祉法第56条第2項の規定による保育費用の徴収に関すること。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定による受給資格者の申出に係る学校給食費等の徴収に関すること。
- (11) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2章第3節の規定による子どものための教育・保育給付に関すること。
- (12) 子ども・子育て支援法第3章の規定による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関すること。
- (13) 私立保育所の運営補助に関すること。
- (14) 葦山運動公園及びさつきヶ丘公園に係る都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又は伊豆の国市都市公園条例（平成17年伊豆の国市条例第100号）第18条第1項若しくは第3項の許可に関すること。
- (15) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」世界遺産登録推進協議会に関すること。

(補助職員の行う補助執行)

第16条 市長は、補助職員に対して、次に掲げる事務を補助執行させるものとする。

- (1) 委員会等の所掌に係る歳入予算の調定に関すること。
- (2) 委員会等の所掌に係る歳出予算の執行に関すること。
- (3) 委員会等の所掌に係る歳出予算に関する支出の命令に関すること。
- (4) 委員会等の所掌に係る議会の議案の提出に関すること。

第4章 雑則

(協議)

第17条 この規則に定めるもののほか、事務の委任及び補助執行に関し必要な事項は、関係機関の協議により別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月12日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月23日規則第33号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月5日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月9日規則第31号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条、第9条及び第16条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月15日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月17日規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月24日規則第24号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第27号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第15号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。